

短期入所生活介護センター神の園指定短期入所生活介護事業運営規程（介護予防含む）

（事業の目的）

第1条 短期入所生活介護センター神の園（以下「事業所」という。）は、社会福祉法人力トリック京都司教区カリタス会の運営理念及び介護保険法の理念に沿い、高齢者が要介護状態および要支援状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう短期入所生活介護サービス（介護予防短期入所生活介護を含む、以下「事業」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、短期入所生活介護計画に基づき、その居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する。これにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 事業の実施にあたっては、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（施設の名称）

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 短期入所生活介護センター神の園
介護予防短期入所生活介護センター神の園
- (2) 所在地 京都府相楽郡精華町大字南稻八妻小字笛竹41番地

（実施主体）

第4条 事業の実施主体は社会福祉法人力トリック京都司教区カリタス会とする。

（職員の職種及び員数ならびに職務内容）

第5条 施設に勤務従事する職員の員数、職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務1名） 介護職員兼務
施設職員の管理及び業務実施状況の把握とその他の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名（常勤兼務1名） 介護職員兼務
利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう施設内のサービスの調整、他機関との連携において必要な役割を果たす。
- (3) 看護職員 1名（常勤兼務1名）
利用者の健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を適切に把握するとともに、利用者がサービスを利用するためには必要な看護・処置を行う。
- (4) 介護職員 5名以上（常勤専従2名、常勤兼務1名）
施設サービスの提供にあたり利用者の心身の状況を的確に把握し、利用者に対して適切な介護を行う。
- (5) 管理栄養士又は栄養士 1名（常勤兼務）
栄養管理並びに利用者の身体の状況・嗜好及び適時適温を考慮した食事の提供ができるための必要な役割を果たす。
- (6) 機能訓練指導員 1名（常勤兼務1名）

施設サービス利用者的心身の状況に応じて日常生活を営むのに必要な身体機能を維持回復し、又は機能減退を防止するための身体機能訓練を行う。

(7) 調理員（業務委託）

食事の提供に必要な調理を行う。

(8) 介助員

利用者の日常生活に必要な受診・外出等の送迎及びその他の業務を行う。

(9) 事務員 1名（常勤兼務1名）

施設の維持・運営に必要な事務を行う。

※兼務内容に記載がない場合は、介護老人福祉施設との兼務。

(利用定員)

第6条 この施設の利用者は14名とする。

2 ユニット数は1とし、ユニットの名称及び利用定員は、次のとおりとする

(1) 精北一丁目（利用定員14名）

3 前項のユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えて利用させることはしない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(サービス取り扱い方針)

第7条 利用者が、その有する能力に応じて自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるよう、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援する。

2 各ユニットにおいて利用者がそれぞれ役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行う。

3 利用者のプライバシーの確保に配慮して行う。

4 利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況を常に把握しながら適切に行う。

5 職員は、サービスの提供にあたって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。

6 サービスの提供にあたっては、利用者に対する身体拘束その他の行動を制限する行為を行わない。ただし、利用者又は他の利用者の生命・身体を保護するために緊急かつやむを得ない場合において適正な手続きにより行う場合はこの限りではない。

7 前項のやむを得ず身体等を拘束する場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載するとともに利用者の家族に報告し、情報の開示に努める。

8 事業所は自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(短期入所生活介護計画の作成)

第8条 職員は、短期入所生活介護計画の作成実施又は変更に関し、利用者又はその家族に対し当該計画の内容を説明し同意を得る。

2 既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った短期入所生活介護計画を作成する。

3 短期入所生活介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付する。

(利用者の介護)

第9条 介護に当たっては、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を

営むことを支援するよう、利用者の心身の状況に応じて適切な技術をもって行うものとする。

- 2 利用者の日常生活における家事を、利用者がその心身の状況等に応じてそれぞれの役割を持って行うよう適切に支援する。
- 3 利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 利用者に対し、心身の状況に応じて適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行う。なお、オムツを使用せざるを得ない利用者については、排泄の自立を図りつつ、そのオムツを適切に取り替える。
- 5 利用者が行う離床、着替え及び整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。
- 6 常時1名以上の介護職員を介護に従事させるものとする。また、利用者に対して利用者の負担により、施設職員以外の者による介護の提供を行ってはならない。
- 7 食事は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し提供する。又、心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。
- 8 利用者の生活習慣を尊重した時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保する。
- 9 利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援する。
- 10 利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援する。
- 11 常に利用者の家族との連携を図るよう勤める
- 12 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備する。

(利用料及びその他の費用の額)

第10条 短期入所生活介護事業所が法定代理受領サービスに該当する当該サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

- 2 短期入所生活介護事業所は、法定代理受領サービスに該当する短期入所サービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、短期入所生活介護に係わる費用基準額から事業所に支払われる短期入所生活介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
- 3 事業所は前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることが出来る。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

(1) 食 費	別表に定める
(2) 滞在費（居住費：施設の建設費・水道光熱費等）	別表に定める
(3) 通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用	別表に定める
(4) 理美容代	別表に定める
(5) レクレーションや行事の材料代（実費）	別表に定める
(6) その他、日常生活において、通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者が負担することが適當と認められる費用（実費）	
- 4 前項に掲げる費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者またはその家族

に対し、サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の事業実施地域)

第11条 通常送迎の実施地域は、精華町及び木津川市（旧木津町管内）とする

(勤務体制の確保)

第12条 利用者に対し、適切なサービスを提供することができるよう職員の勤務体制を定める。

- 2 日中については、ユニットごとに常時1名以上の介護職員または看護職員を配置する。
- 3 夜間及び深夜については2ユニットごとに1名以上の介護職員または看護職員を夜間及び深夜勤務に従事する職員として配置する。
- 4 ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置する。
- 5 利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に努める。
- 6 職員の資質向上のため施設内外における研修の機会を確保する。

(緊急時における対応方法)

第13条 短期入所生活介護を利用中、利用者の病状に急変又はその他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族へ連絡するとともに必要な措置を講じる。

(非常時防災対策)

第14条 非常時防災に関する具体的な計画を立てておくとともに、非常時防災に備えるため、年2回以上の避難・救助・消火等必要な訓練を行う。

(サービス利用についての留意事項)

第15条 サービスの利用について、利用者または関係家族はあらかじめ当該運営規程概要や職員勤務体制、その他のサービスの選択に必要な重要事項記載の説明書の交付及び説明を受け、サービスの内容や利用期間等について同意の上でサービスの提供を受けること。

- 2 実際にサービスを受ける際の利用者留意事項を下記のとおりとする。
 - (1) 外出の際は必ず行き先と帰園予定日を届け出ること。
 - (2) 居室及び設備・器具備品の利用は本来の使用方法によって使用すること。
 - (3) 喫煙は定められた場所以外では行わないこと。
 - (4) 他の利用者への迷惑となる行為は行わないこと。
 - (5) 施設内での他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動・政治活動・営利活動は行わないこと。

(衛生管理及び感染症対策体制等)

第16条 利用者の使用する食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努める。また、衛生上必要な消毒等の措置を講じるとともに、医薬品及び医療用器具の管理を適切に行う。

- 2 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じる
 - (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を毎月1回程度開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施する。

- (4) 感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が発生したときは、有症者の状況やそれぞれに講じた措置を記録するとともに、速やかに市町村及び保健所等に報告を行う。

(運営規定の閲覧)

第17条 施設の見やすいところに、この運営規程の概要、職員の勤務体制、利用料、その他サービスの選択に資すると認められる重要な事項を閲覧できるファイルを設置する。

(秘密保持等)

第18条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

- 2 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。
- 3 居宅介護支援事業者に対し、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文章により利用者に同意を得る。

(苦情処理)

第19条 提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付け

るための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 苦情を受け付けた場合にはその内容を記録する。
- 3 提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めや依頼、市町村職員からの質問や照会に応じ、利用者からの苦情に関し市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 4 市町村から求めがあった場合には、前項の改善内容を市町村に報告する。
- 5 提供したサービスに関する利用者からの苦情について、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、同会からの指導または助言を受けた場合においては、当該指導及び助言に従って必要な改善を行う。
- 6 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善内容を報告する。

(地域との連携)

第20条 施設の運営に当たっては地域住民や各種福祉・医療関係団体等その自発的な活動等との連携及び協力をを行うなど、地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第21条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者家族及び当該利用

者に係る居宅介護支援事業者、市町村等の関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。また、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。

- 2 事故が発生又は再発することを防止するため、次に掲げる措置を講じる
 - (1) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - (2) 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、そ

の分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。

(3) 事故発生防止のための委員会及び介護職員その他の従業者に対する研修を定期的に行う。

3 賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行う。

(虐待の防止のための措置)

第22条 入居者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年2回に実施する

(4) 上記措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(ハラスメント対策)

第23条 男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、職員間又は入居者及びその家族等から職員へのハラスメント対策のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 職員に対するハラスメント指針の周知・啓発

(2) 職員からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備

(3) その他ハラスメント防止のために必要な措置

(業務継続計画（BCP）の策定等)

第24条 感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催するなどの措置を講じる。

(会計の区分)

第25条 短期入所生活介護事業の会計とその他の事業の会計とを区分する。

(記録の整備)

第26条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録の整備を行う。また、利用者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

(身体拘束廃止のための措置)

第27条 身体拘束廃止に向けて以下の取り組みを実施する。

(1) 身体拘束廃止に向けた委員会の開催

(2) 身体拘束適正化に向けた指針の整備

(3) 従業者に対しての年間1回以上の研修会を実施

(4) 適宜利用者のサービス担当者にて廃止の可能性について発信していく

附 則 この規程は、令和7年 4月1日より施行する。

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護運営規程（別表）令和7年4月1日現在

【地域区分】6級地→ 1単位=10.33円

【基本利用単位】1日あたりの単位〔併設ユニット型（予防）短期入所生活介護〕

要介護度	単位
要支援1（介護予防）	529単位
要支援2（介護予防）	656単位
要介護1	704単位
要介護2	772単位
要介護3	847単位
要介護4	918単位
要介護5	987単位

【各種加算】

◆介護予防短期入所生活介護（※印は対象者のみ算定）

加算内容	加算単位
サービス提供体制強化加算（I）	22単位/日
送迎加算	184単位／片道
認知症行動・心理症状緊急対応加算※	200単位／日
介護職員処遇改善加算（I）	(基本単位+加算単位) × 0.14

◆短期入所生活介護（※印は対象者のみ算定）

加算内容	加算単位
併設型：サービス提供体制強化加算（I）	22単位/日
医療連携強化加算※	58単位／日
夜勤職員配置加算（IV）	20単位／日
送迎加算	184単位／回
緊急短期入所受入加算※	90単位／日
認知症行動・心理症状緊急対応加算※	200単位／日
看護体制加算（I）	4単位/日
看護体制加算（II）	8単位/日
介護職員処遇改善加算（I）	(基本単位+加算単位) × 0.14

【食費／滞在費】（1日あたりの費用）

利用者負担段階	食費				居住費
	朝食	昼食	夕食	限度額（一日）	
第1段階				300円	820円
第2段階				600円	820円
第3段階①				1000円	1310円
第3段階②				1300円	1310円
第4段階				1600円	2006円

【利用者の希望によりサービスを行った際に徴収する費用】

送迎費用（通常の事業実施地域を越えて行う送迎費用）	実施地域を越えた送迎距離1kmあたり20円を乗じて得た額
理美容代	2000円／回
レクレーションや行事等の材料費	実費
日常生活上必要となる諸費用	実費